

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年6月11日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

やまなしSDGs推進企業事業活性化支援業務

(2) 内容

仕様書等で定める内容による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

2 一般競争入札の参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(4) 次の入札参加資格を全て満たす者であること。

①物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年山梨県告示第67号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

②この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間において、国又は地方公共団体と類似する委託業務契約を結び、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県高度政策推進局政策調整グループ

電話番号 055-223-1553

メールアドレス seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和8年7月3日(金)までの、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3の(1)の交付場所において交付する。また、電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話をした上で、令和8年7月3日(金)正午までに電子メールにて3(1)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先(電話番号及びファックス番号)及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいアドレスから送信すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和8年7月6日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3の(1)の場所に提出する(郵送の場合、令和8年7月6日(月)必着とする。)

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年7月31日(金)午前10時00分

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県庁本館地下1階 高度政策推進局地下会議室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

4 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2第2号の規定に該当する者は、これを免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2第3号の規定に該当する者は、これを免除する。

また、規則第120条に該当する場合は、違約金（契約金額の100分の10）を徴収する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 違約金の有無

有

(5) 最低制限価格の有無

無

(6) 前払金の有無

有

(7) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。